

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、計算窓口にてその旨をお申し出ください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。ご不明な点がございましたら、医師又は薬剤師にお尋ねください。

一般名処方について（一般名処方加算）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療を行う体制を整備しており以下の基準を満たしております。

- ◆ 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守いたします。
- ◆ 対面診療を提供できる体制を有しております。
- ◆ 患者さんの状況によって当院において対面診療の提供が困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応いたします。
- ◆ 初診の患者さんにおいては、向精神薬の処方はいりません。

機能強化加算、時間外対応加算2に係る取り組みについて

地域の皆様へ以下の様な診療・相談を行っています。患者様及びご家族の皆様、地域の皆様、お気軽にお声掛けください。

- ◆ 他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬の処方内容を把握した上で、必要な服薬管理を行います。
- ◆ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ◆ 診療の経過により、必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ◆ 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

◆ 夜間・休日等でも、緊急時の対応を行います。 TEL：087-802-4711

22時以降は、当院の連携医療機関 屋島総合病院（TEL：087-841-9141）

◆ 医療機能情報提供制度「医療情報ネット(ナビイ)」を利用して、かかりつけ機能を有する医療機関等の検索が可能です。希望する条件にあった医療機関を見つける一助としてご活用してください。

長期処方・リフィル処方せんについて

患者さんの状態に応じ、下記の対応も可能です。

◆ 28日以上長期処方を行うこと

◆ リフィル処方箋を発行すること

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんの注意点

- i. 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- ii. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- iii. 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- iv. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- v. 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

医療 DX 推進体制整備加算 ・ 医療情報取得加算 に係るオンライン資格確認について

オンライン資格確認について下記の取組・整備を行い、患者様からお預かりした診療情報等を適切に管理・活用して診療を行います。質の高い医療の提供のため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いします。

- ◆ 当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ◆ 当院では、医師が診療を行う診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ◆ 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の利用を推進しております。
- ◆ 電子処方せんの発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取組を実施するため計画的に進めてまいります。

外来感染対策向上加算について

患者様やご家族、当院の従業員、がその他来院者などを感染症の危険から守るため、感染防止対策に取り組んでいます。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ◆ 当院では、感染管理者である院長中心となり、従業員一同感染対策を推進します。
- ◆ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しています。
- ◆ 「抗微生物薬適正使用の手引き」などを参考に、抗菌薬の適正使用に努めます。
- ◆ 感染対策に関して医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要や情報提供や助言を受

け、院内感染対策の向上に努めます。

- ◆ 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ◆ 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線や待合を分けて対応しています。
- ◆ 新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

個人情報保護 に関する方針

個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、当院職員までお気軽にお申し出ください。

<当院における個人情報の利用目的>

- ◆ 医療に関する提供
 - ・ 当院での医療サービスの提供
 - ・ 他医療機関等との連携／照会への回答
 - ・ 検体検査業務の委託及びその他の業務委託
 - ・ ご家族等への病状説明
 - ・ 診療報酬請求のための事務業務
 - ・ 当院における管理運営業務
 - ・ 企業等からの委託を受けてから行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
 - ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当院内において行われる医療実習及び症例研究への協力
 - ・ 外部監査機関への情報提供

【付記】上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

当院は、四国厚生支局長に下記の届出を行っております

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 時間外対応加算3
- ・ 地域包括診療加算
- ・ 在宅支援診療所
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入所時等医学総合管理料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

2025.9.26 現在

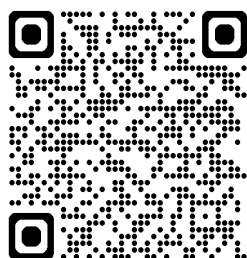
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。